

第11回 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日時：令和元年（2019年）10月25日（金）
午後6時～

場所：菊池恵楓園 自治会ホール

次 第

1 開 会

2 挨拶（熊本県健康づくり推進課）

3 議 題

（1） 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書（案）について

（2） その他

4 閉 会

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会 委員一覧

	氏 名	所 属	区分
委員長	内田 博文	九州大学名誉教授	学識経験者
委員長代理	小野 友道	熊本機能病院顧問（皮膚科） 熊本大学名誉教授	学識経験者
委員	遠藤 隆久	熊本学園大学教授 ハンセン病市民学会共同代表	学識経験者
〃	志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長	ハンセン病療養所入所者等
〃	中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長	ハンセン病療養所入所者等
〃	箕田 誠司	国立療養所菊池恵楓園園長	関係行政機関
〃	井上 大介	教育庁人権同和教育課長	関係行政機関
〃	新谷 良徳	健康福祉部健康局健康づくり推進課長	関係行政機関

(敬称略)

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会設置要項

(名称)

第1条 この委員会は、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書の提言を受けて、本県が関係各界と連携して取り組むべき、ハンセン病問題の啓発等に関する基本的方向やあり方等を検討することを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本県の取組状況に関すること
- (2) 県民への啓発意識の向上のための取組の検討に関すること
- (3) 各界（医療界、法曹界、マスコミ、宗教界等）の取組状況に関すること

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に該当する者のうちから、知事が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) ハンセン病療養所入所者等
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他

(委員)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によってこれを選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名する者が、当該委員に代わって委員会に出席し、議事に加わることができる。